

県立スポーツセンター 新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

令和2年7月9日
スポーツセンター

このガイドラインは、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設利用に関する新型コロナウイルス感染拡大防止対策（以下「感染拡大防止対策」という。）として、県立スポーツセンター（以下「センター」という。）が実施すべき事項及び利用者に遵守を求める事項等について整理したものである。

1 センターの利用に関する感染拡大防止対策の視点

- (1) 施設や競技形態に応じた3密（密閉空間・密集場所・密接場面）の防止
- (2) センター職員（PFI事業者含む）の感染拡大防止
- (3) 利用者（選手・指導者・役員・観客等）の感染拡大防止
- (4) センター及び利用者による感染拡大防止対策ガイドラインの遵守

2 施設管理者が行う感染拡大防止対策

センターは、施設管理者として、次のような感染拡大防止対策を講じる。

(1) 施設予約時等の対応

利用者が行う感染拡大防止対策を伝え、協力を求めるとともに、体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛等の症状がある場合）や同居家族や身内や知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合は、利用の自粛を求める。

また、センターが施設利用にあたって定めたガイドラインや競技団体等が策定したガイドラインを遵守できない場合には、他の利用者の安全を確保する観点から、施設の予約を取り消すこと、利用の自粛を求めること又は途中退場を求める場合があることについて、理解、協力を求める。

(2) 利用受付時に留意すべき事項

- ア 利用者が実施する競技等に関して、競技団体等が作成したガイドラインの内容を確認するよう求める。
- イ 利用者の連絡先や体調等を把握するため、利用者名簿の提出を求める。
- ウ 受付窓口に、手指消毒剤、非接触型体温計を設置する。
- エ 平熱を超える発熱（37.5℃以上等）や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人が含まれる利用団体（者）に対し、利用の自粛を求める。
- オ 受付窓口等、人と人が対面する場所は、アクリル板及び透明ビニールカーテン等による飛沫感染防止対策を行う。
- カ 利用者が距離をおいて並べるように立ち位置の目印の設置等を行う。
- キ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させる。
- ク 利用者が受付時に密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。
- ケ 「LINEコロナお知らせシステム」を提示し、利用者登録の協力をお願いする。

(3) 更衣室及び休憩所スペースにおける利用制限等

- ア 更衣室で使用できるロッカー数は他の利用者との距離を考慮して制限し、併せて、同時に入室する利用者人数も制限する。また、休憩スペースのテーブル及び椅子の数も他の利用者との距離を考慮して制限するとともに、椅子は対面配置にせず、横並びとする。
- イ 更衣室内・休憩スペースで複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）は、一定期間、利用者の入れ替えごとに消毒を行う。
- ウ 換気扇を常に回し、換気用の小窓を開けるなど、換気に配慮する。
- エ センター関係者が入室する場合は、入室前後に手洗いをする。

(4) 会議室の利用制限

会議室等は、定員数を通常の3分の1程度に制限する。

(5) 宿泊棟での対策

厚生労働省の「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」及び「県立スポーツセンター新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」により適切な対応を行う。

(6) 手洗い場所での対策

- ア 手洗い場に石鹸を用意する。
- イ 「手洗いは30秒以上」を掲示する。

(7) 洗面所（トイレ）での対策

- ア トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）は、こまめに消毒を行う。
- イ 手洗い場に石鹸を用意する。
- ウ 「手洗いは30秒以上」を掲示する。

(8) スポーツ用具の管理

スポーツ用具を複数の利用者が共用しないようにするため、スポーツ用具を持参してもらうよう周知する。やむを得ず、センターで備える用具を共用する場合は、共有する回数を減らすことができるよう利用者に工夫を求めるとともに、貸出前後で消毒を実施する。

(9) 観覧者等の管理

観覧者等を入場させる場合には、観覧者等同士が密な状態にならないよう利用できない座席の表示等を行う。

(10) 換気の実施

屋内施設にあっては、換気の悪い密閉空間とならないよう、定期的な換気等、十分な換気に努める。

(11) 消毒剤の配置

施設の入口等（受付以外）に手指消毒剤を設置する。

(12) ゴミの廃棄

施設利用のゴミは、回収にあたって、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

(13) 清掃・消毒の実施

界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて、必要な清掃を行う。

(14) 利用者提出書類の保管及び感染連絡に対する対応

個人情報に十分注意し、文書管理等の規定に沿って保管する。

また、管轄保健所等と連携を図り、センター利用後に新型コロナウイルス感染の連絡を受けた場合は、連絡者から濃厚接触者の有無等について確認を行い、関係機関に速やかに報告する。

(15) ソーシャルディスタンスの注意喚起及び表示

受付場所等に、ソーシャルディスタンスの確保のため、表示・周知を行う。

(16) 職員の服装、体調管理

職員は、マスクの着用だけでなく、必要に応じ、フェイスシールドを使用し、より効果的な感染拡大防止対策を講じる。また、センターで勤務するPFI事業者に対しても、職員に準じた対応を求める。

3 周知・広報

利用者の安全を確保するため、ホームページ等により、(1)又は(2)に該当する場合には、施設の予約取消を含め利用を自粛していただくことや、(3)に該当する場合には、利用を中止していただくことがあることについて、周知する。

(1) 利用前2週間において次の事項に該当する場合

- ア 平熱を超える発熱 (37.5℃以上等)
- イ 咳、のどの痛み等、風邪の症状
- ウ だるさ (倦怠感)、息苦しさ (呼吸困難)
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 体が重く感じる、疲れやすい
- カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無

(2) 利用当日に平熱を超える発熱 (37.5℃以上等) や、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある場合

(3) 次の各ガイドラインを遵守できない場合

- ア 『『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』 (公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)
- イ 『『各競技団体が策定するガイドライン』
- ウ 『『県立スポーツセンター新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン』

4 利用者が行う感染拡大防止対策

センターでは、利用者に対し、他の利用者の安全を確保する観点から、次のような感染拡大防止対策に対し、協力を求める。

(1) ガイドラインの遵守

3(3)の各ガイドラインを遵守すること。

(2) 利用日当日の確認等

- ア ガイドラインの内容確認
実施する競技等に関して、競技団体等が作成したガイドラインの内容を利用者内で周知、確認する。
- イ 体調の確認等
利用当日に次の事項を記載した利用者名簿をスポーツセンターに提出するとともに、利用者のうち、平熱を超える発熱 (37.5℃以上等) や軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある人が含まれる場合は、利用を自粛すること。
 - (ア) 氏名、年齢、住所 (市 (区))、連絡先 (電話番号) の記載
ただし、利用者が団体の場合、利用者の住所及び連絡先については、利用当日の責任者 (代表者等) 2名の連絡先のみ記載にすることができる。
 - (イ) 利用当日の体調と利用時の体温計測
スポーツセンターが備える非接触型体温計等を使用し、測定し、所定の用紙に利用者ごと、当日の

体調と併せて記載する。

(ウ) 利用前2週間における次の事項の有無の確認

- a 平熱を超える発熱 (37.5℃以上等)
- b 咳、のどの痛み等、風邪の症状
- c だるさ (倦怠感)、息苦しさ (呼吸困難)
- d 嗅覚や味覚の異常
- e 体が重く感じる、疲れやすい
- f 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- g 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- h 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航
又は当該在住者との濃厚接触の有無

ウ できるかぎり、スポーツ用具を持参すること。

エ マスクを必ず着用または持参すること。(スポーツを行っていない際は着用)

オ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

カ 他の利用者、施設管理者スタッフとの距離 (できるだけ2 m以上) を確保すること。ただし、障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。

キ 更衣室は、指定されたロッカーを使用し、互いの距離に配慮しながら短時間での利用に努めること。

ク 観覧者等を入場させる場合には、座席の無い場所でも観覧者等同士が密な状態にならないよう距離の確保に努めること。

ケ 施設利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

コ 施設利用時に発生したゴミは持ち帰ること。

サ センター利用前後のミーティング等でも3つの密を避けることや会話時のマスク着用等、感染防止対策に努めること。

シ 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、できるだけ、前後一直線に並ぶのではなく、並行、或いは斜め後方に位置すること。

ス その他の留意点

(ア) 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは行わないこと。

(イ) タオルは持参し、共用しないこと

(ウ) 飲食における距離を確保し、会話を控えること

(エ) 飲食前の手洗い及び手指消毒の声掛けを行うとともに、飲料用容器等の使いまわしはしないこと。

セ 利用者内で「LINEコロナお知らせシステム」の登録の協力を呼び掛けること

ソ センター職員からの指示を遵守すること。

(3) 新型コロナウイルスへの感染判明時の連絡

センター利用終了後2週間以内に新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、速やかに関係機関とともに必ずセンターに連絡すること。